

○農産物規格規程

平成十三年二月二十八日
農林水産省告示第二百四十四号

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第六条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（昭和二十六年四月十九日農林省告示第三百三十三号）の全部を次のように改正し、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成十三年四月一日と定め、公示する。

第一 農産物規格規程
国内産農産物

（一） 種類

水稲うるちもみ 水稲もちもみ 陸稲うるちもみ 陸稲もちもみ 種子水稲うるちもみ 種子水稲もちもみ 種子陸稲うるちもみ 種子陸稲もちもみ 飼料用もみ

（二） 銘柄

イ 水稲うるちもみ
産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品 種
北海道	彩、あやひめ、ほしまる、おぼろづき、きたくりん、北瑞穂、きらら三九七、そらゆき、大地の星、ななつぼし、ふつくりんこ、ほしのゆめ、ほしまる、ゆきさやか、雪の穂、ゆきのめぐみ、ゆきひかり及びゆめぴりか
青森県	あきたこまち、あさゆき、コシヒカリ、青天の霹靂、つがるロマン、つぶゆき、ねばりゆき、ひとめぼれ、ほっかりん、まつしぐら、ムツニシキ、むつほまれ、紫の君及びゆきのはな
岩手県	あきたこまち、いわたつこ、かけはし、ほむすめ舞、銀河のしずく、コシヒカリ、萌えみのり及びゆきおとめ ヨニシキ、どんびしゃり、ひとめぼれ、ほむすめ舞、ミルキークイン、萌えみのり及びゆきおとめ
宮城県	あきたこまちの壺、おきにり、かぐや姫、キヌヒカリ、金のいぶき、げんきまる、こころまち、コシヒカリ、五百川、ササグレイ、ササニシキ、さりとめぼれ、まなむすめ、ミルキークイン、萌えみのり、やまのしずく、ゆきむすび及び夢ごち
秋田県	あきたこまち、秋田六三号、秋のきらめき、淡雪こまち、亀の尾四号、キヨニシキ、金のいぶき、きんのめぐみ、ぎんさん、ん、コシヒカリ、五百川、ササニシキ、スノーパール、たかねみのり、ちほみのり、つくばき、S D 一号、つくいん、S D 二号、さつぷろい、でんひかり、ハイブリッド、とうごう四号、はえぬき、ひとめぼれ、ふくひびき、ミルキークイン、ミルキ
山形県	あきたこまち、いのちの壺、金のいぶき、きんのめぐみ、コシヒカリ、ササニシキ、里のゆき、さわのはな、つくばS D

規格外―合格の品位に適合しないもみであって、異種穀粒及び異物を五〇％以上混入していないもの

合 格	等 級	項 目		
一 四 ・ 五	水 (%) 分	最 高 限 度		
二 五	被 (%) 害 粒			
一	(%) 麦			異 種 穀 粒
一	玄米及び麦を 除いたもの (%)			
二	異 (%) 物			

(ハ) 飼料用もみ

合 格	等 級		項 目	
	九 〇	発 （％） 芽 率	最 低 限 度	最 高 限 度
九 〇	整 （％） 粒			
標 準 品	形 質			
一 四・五	水 （％） 分	最 高 限 度	最 高 限 度	
〇・五	被 （％） 害 粒			
〇・二	異 （％） 物			
品 種 固 有 の 色	色			

(ロ) 規格外―合格の品位に適合しないもみであって、異種穀粒及び異物を五〇％以上混入していないもの
種子水稲うるちもみ、種子水稲もちもみ、種子陸稲うるちもみ及び種子陸稲もちもみ

項目		等級	合格
最低限度	（整粒） （％）	形質	七〇標準品
		水分 （％）	一四・五
最高限度	被害粒、着色粒、異種穀粒及び異物	計 （％）	六
		着色粒 （％）	〇・二
		異種穀粒 （％）	〇・三
		異物 （％）	〇・二

(イ) ハ 品位
水稲うるちもみ、水稲もちもみ、陸稲うるちもみ及び陸稲もちもみ

荷造り
溶着の場合にあつては、注入口をそろえ、注入口と平行にヒートシール機により溶着させるものとする。
粘着テープの場合にあつては、注入口をそろえ、内容物の高さで両側のひだ部を合わせて一回以上折り曲げ、専用の粘着テープ（幅五・五センチメー
トル、長さ三四センチメートル）ではり付けるものとする。
その他ポリエチレンフィルム袋
前号に掲げるポリエチレンフィルム袋以外のポリエチレンフィルム袋

ニ 成分

(イ) たんばく質(%)
(ロ) アミロース(%)

附

- 一 水分の最高限度は、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとする。
- 二 水稲もちもみ及び陸稲もちもみのうち合格のものには、その種類以外のもみが二%を超えて混入してはならない。
- 三 種子もみにおける異種穀粒及び異品種粒の混入限度
 - イ 異なる品種を交配した一代雑種の種子もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が二%を超えて混入してはならない。
 - ロ 原種として生産された雄性不稔系統の種子もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が一%を超えて混入してはならない。
- 四 ハイ及びロに掲げる種子もみ以外の種子もみにあつては、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
- 五 種子もみとして検査の請求をしたもみで種子もみの等級に格付けされなかったものについては、水稲うるちもみ、水稲もちもみ、陸稲うるちもみ又は陸稲もちもみとしてそれぞれの規格を適用する。
- 六 飼料用もみには、異物として土砂(これに類するものとして農林水産省政策統括官(以下「政策統括官」という。)が定めるものを含む。)が混入してはならない。
- 七 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員(農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第十七条第二項第一号に規定する者)をいう。以下同じ。)が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率―全量に対する重量比をいう。ただし、発芽率の場合を除く。
- 二 整形粒―被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。
- 三 形質―充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形及び光沢をいう。
- 四 水分―常圧加熱乾燥法のうち、一〇五度乾燥法によるものをいう。
- 五 被害粒―損傷を受けた粒(発芽粒、病害粒、くされ粒、虫害粒、傷もみ、砕粒等)をいう。ただし、普通もみにあつては、損傷が軽微で玄米の品質及びもみすり歩合に影響を及ぼさない程度のもを除く。
- 六 着色粒―粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、とう精によつて除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のもを除く。
- 七 未熟粒―成熟していない粒をいう。
- 八 異種穀粒―その種類のもみ(普通もちもみにあつては、もみ)を除いた他の穀粒をいう。
- 九 異物―穀粒を除いた他のものをいう。
- 一〇 発芽率―摂氏二五度で一四日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整粒等に対する粒数歩合をいう。
- 一一 整粒等―整粒、未熟粒及び被害粒(原形の二分の一以下の砕粒を除く。)をいう。
- 一二 たんばく質―精米につき窒素定量法により換算値五・九五を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したものをいう。

一三 アミロース―精米につきよう素呈色比色法により分光光度計を用いて測定したものをいう。

(一) 種類

水稲うるち玄米 水稲もち玄米 陸稲うるち玄米 陸稲もち玄米 醸造用玄米 飼料用玄米

(二) 銘柄

水稲うるち玄米 水稲もち玄米

イ 産地品種銘柄

水稲うるちもみの産地品種銘柄に同じ。

附
(四) アミロース(%)

一 水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
二 もち精米には、その種類以外の精米が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては二%、等外のものにあつては三%を超えて混入してはならない。
三 精米には、異物として土砂(これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。
四 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—玄米の定義の百分率に同じ。
- 二 質—ぬか層のはく離及びぬかの付着の程度、粒ぞろい並びに心白及び腹白の程度をいう。
- 三 分—もみの定義の水分に同じ。
- 四 粉状質—粒質が粉状又は半粉状の粒をいう。
- 五 被害—粒汚染し、又は損傷を受けた粒(砕粒を除く。)をいう。
- 六 着色—粒—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のものを除く。
- 七 砕粒—粒—その大きさが完全粒の三分の二から四分の一(針金二五番線ふるい目の開き一・七ミリメートルのふるいをもつて分け、そのふるいの上に残る程度)の大きさをいう。
- 八 異種穀粒—その種類の精米(もち精米にあつては、精米)を除いた他の穀粒をいう。
- 九 異物—その大きさが完全粒の四分の一未満の精米粒及び穀粒を除いた他のものをいう。
- 一〇 たんぱく質—もみの定義のたんぱく質に同じ。
- 一一 アミロース—もみの定義のアミロースに同じ。
- 四 小麥類
- (一) 普通小麦 強力小麦 種子小麦
- (二) 普通小麦 銘柄
- イ 普通小麦
- 産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品 種
北海道	きたさちほ、きたノカオリ、きたほなみ、きたもえ、タクネコムギ、つるきち、はるきらり、ハルユタカ、春よ恋、ホクシン及びゆめちから
青森県	キタカミコムギ、ナンブコムギ、ネバリゴシ、もち姫及びゆきちから
岩手県	キタカミコムギ、銀河のちから、コユキコムギ、ナンブコムギ、ネバリゴシ、もち姫、ゆきちから及びゆきはるか
宮城県	あおばの恋、銀河のちから、シラネコムギ、夏黄金及びゆきちから
秋田県	銀河のちから、ネバリゴシ及びハルイブキ

種 類	項目	最 低 限 度						最 高 限 度			
		等級	容積重 (グラム)	整粒 (%)	硝子率 (%)	発芽率 (%)	形質	水分 (%)	被害粒 (%)	異物	色
普通小麦	合格	七四〇	七四〇	九〇	―	八〇	標準品	一二・五	〇・五	〇・〇	〇・二
強力小麦	合格	七四〇	九〇	七〇	八〇	標準品	標準品	一二・五	〇・五	〇・〇	〇・二

ニ成分
(イ)たんばく質(%)
(ロ)でん粉

附

一 普通小麦の規格は、品種銘柄として定められた品種以外的小麦（種子小麦を除く。）について適用する。

二 強力小麦の規格は、品種銘柄として定められた品種（種子小麦を除く。）について適用する。

三 普通小麦及び強力小麦のうち一等及び二等のものには、被害粒のうち発芽粒が二・〇%、赤かび粒が〇・〇%及び黒かび粒が五・〇%を超えて混入してはならない。

四 普通小麦のうち一等及び二等のものには、強力小麦が一〇%を超えて混入してはならない。

五 小麦には、異物として土砂（これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。）が混入してはならない。

六 種子小麦には、異臭があつてはならない。

七 種子小麦には、異品種粒、異種穀粒又はなまぐさ黒穂病粒が混入してはならない。

八 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用し

定義

一 百分率―全量に対する重量比をいう。ただし、なまぐさ黒穂病粒率、硝子率及び発芽率の場合を除く。

二 容積―二ミリメートルの縦目ぶるいをもつて分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。

三 整形―皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢等をいう。

四 形質―皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢等をいう。

五 水害―し、普通小麦及び強力小麦にあつては、被害が軽微で小麦粉の品質及び製粉歩合に影響を及ぼさない程度のもものを除く。

六 被害―し、普通小麦及び強力小麦にあつては、被害が軽微で小麦粉の品質及び製粉歩合に影響を及ぼさない程度のもものを除く。

七 発芽―発根又は発芽している粒及び発根又は発芽のこん跡のある粒をいう。

八 赤かび―赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。

九 黒かび―黒かび病菌等に侵されて黒色を帯びた粒をいう。

一〇 異品種―その品種以外的小麦の粒をいう。

一一 異種穀―小麦を除いた他の穀粒をいう。

一二 異物―もみの定義の異物に同じ。

一三 麦角―麦角菌糸のかたまり及び麦角菌に侵された粒の供試した粒に対する粒数歩合をいう。

一四 硝子―整粒中の硝子質粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。

一五 硝子―整粒中の硝子質粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。

一	百分率	率もみの定義の百分率に同じ。
二	容積重	小麦の定義の容積重に同じ。
三	整形粒	小麦の定義の整形粒に同じ。
四	形質	小麦の定義の形質に同じ。
五	水分	小麦の定義の水分に同じ。
六	被害粒	し、普通裸麦にあっては被害が軽微で精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のもものを除く。ただ
七	赤かび	小麦の定義の赤かび粒に同じ。
八	熱損粒	小麦の定義の熱損粒に同じ。
九	異種穀	小麦を除いた他の穀粒をいう。
一〇	異物	小麦の定義の異物に同じ。
一一	麥角	小麦の定義の麥角粒に同じ。
一二	發芽率	小麦の定義の發芽率に同じ。
一三	健全粒	小麦の定義の健全粒等に同じ。
七	大豆	
(一)	種類	
イ	普通大豆及び特定加工用大豆	
ロ	大粒大豆	中粒大豆 小粒大豆 極小粒大豆
ハ	種子大豆	
(二)	銘柄	
イ	普通大豆及び特定加工用大豆	
ロ	大粒大豆及び中粒大豆	
ハ	産地品種銘柄	

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品 種
北海道	秋田（大粒大豆を除く。）、大袖の舞、大袖振、音更大袖振、タマフクラ、つるの子、ツルムスメ、とよまさり、ハヤヒカリ（大粒大豆を除く。）、光黒及びゆきびりか
青森県	おおすず、オクシロメ（大粒大豆を除く。）及びシュウリユウ
岩手県	青丸くん、シュウリユウ、スズカリ、ナンブシロメ、ミヤギシロメ、ユキホマレ及びリユウホウ
宮城県	あきみやび、あやこがね、きぬさやか、タチナガハ、タンレイ及びミヤギシロメ
秋田県	秋試緑一号、あきたみどり、すずさやか、タチユタカ及びリユウホウ
山形県	あやこがね、エンレイ、里のほほえみ、シュウリユウ、スズユタカ、タチユタカ及びリユウホウ
福島県	あやこがね、おおすず、里のほほえみ、スズユタカ、タチナガハ及びふくいぶき

(v) 規格外―一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない大豆であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
 特定加工用大豆

合 格	等 級		項 目
	粒 (%) 度	形 質	最 低 限 度
七〇	標 準 品	水 (%) 分	最 高 限 度
一五・〇	三 五	(%) 計	最 高 限 度
五	二	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物 (%) 著しい被害粒等	
〇	〇	異種穀粒 (%) 異物	

(ハ) 規格外―合格の品位に適合しない大豆であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
 種子大豆

合 格	等 級		項 目
	発芽率 (%)	形 質	最 低 限 度
八〇	合 格 標 準 品	水 (%) 分	最 高 限 度
一五・〇	一 〇	被害粒及び未熟粒 (%)	最 高 限 度
〇	〇	異物 (%)	

附

- 一 北海道において生産された大豆のうち、普通大豆の三等のもの及び特定加工用大豆の合格のものに限り、その水分の最高限度は、本表の数値に一・〇%を加算したものとする。
 - 二 普通大豆及び特定加工用大豆の小粒大豆の産地品種銘柄にあつては直径六・一ミリメートル（北海道で生産されたものにあつては直径六・七ミリメートル）の丸目ふるいをもつて分け、極小粒大豆の産地品種銘柄にあつては直径五・五ミリメートルの丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が一〇%未満でなければならない。
 - 三 普通大豆の色の区分は、黄色、黒色、茶色及び青色とし、それぞれの色の大豆にはその色以外の色のものが一粒が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
 - 四 特定加工用大豆の規格は、豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品において、大豆の原形をとどめない用途に使用される大豆に適用する。
 - 五 種子大豆には、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
 - 六 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用しなくてはならない。
- 定義
 百分率―もみの定義の百分率に同じ。
 二粒―次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさの目の丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比をいう。

区 分	ふるいの目の大きさ
直径七・九ミリメートル（つるの子及び光黒（北海道で生産されたもの）、ミヤギシロメ（岩手県及び宮城県で生	